

# 介護支援センターいこいの里 指定居宅介護支援事業所運営規程

## 第1条（事業の目的）

医療法人謙清会が開設する指定居宅介護支援事業所 介護支援センターいこいの里（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して適正な事業を行うことを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 1 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、訪問面接を行い、解決すべき課題を把握し、適正な居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るよう努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人権を配慮し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平・中立に行う。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護支援センターいこいの里
- 2 所在地 岐阜市岩滝西3丁目75番地

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員実務研修修了者 常勤専従1名  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たる。
- 2 居宅介護支援事業提供者 介護支援専門員実務研修修了者  
常勤専従1名  
事業の提供（利用の申し込みに係る調整、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務）を行う。
- 3 介護支援専門員1人当たりの担当利用者件数は35件を超えないもの（介護予防者含む）とする。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

## 第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料は次のとおりとする。

- 1 提供方法 居宅介護支援の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容や利用料等の情報を、適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。また適切な方法により、利用者についてその有する能力や既に提供を受けている指定居宅サービス等の、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 2 内容
  - ①居宅サービス計画の作成
  - ②居宅サービス計画の実施状況や利用者の生活課題の把握
  - ③必要に応じての居宅サービス計画の変更や指定居宅サービス事業者等との連携調整、その他の便宜の提供
- 3 利用料 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、次条に記す通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

## 第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- 【岐阜市】 岩、日野、金華、芥見、芥見南、芥見東、藍川、長良東、長良、長良西、長森東、長森南、長森北、長森西、梅林、白山、華陽、三輪南、岩野田の各校区
- 【各務原市】 鵜沼地域の一部（緑苑、鵜沼台、東町、宝積寺町、山崎町、南町、古市場町、小伊木町）を除く市内全域
- 【関市】 保明、側島、下白金、上白金、戸田、小屋名、山田、千疋、桐谷台、四季ノ台、向山町の各地域

## 第8条（苦情処理の体制）

苦情相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情に対応するための措置の概要は次のとおりとする。

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
  - 窓 口： 介護支援センターいこいの里 事務所
  - 電 話： 058-243-0820
  - 担当者： 管理者・主任介護支援専門員 浅野 和秀
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 

利用者から苦情があった場合、速やかに担当者から管理者に報告をし、指示を仰いで、利用者に対して電話及び訪問にて対応する。必要な場合は関係機関（市町村福祉担当者、サービス実施機関）及び利用者との会議を持ち、利用者の意思を尊重した苦情処理を行う。
- 3 公的機関における苦情相談窓口
  - 国保連合会（岐阜県国民健康保険団体連合会） 介護・障害課苦情相談係
    - ▽電 話 058-275-9826
    - ▽受付時間 9:00～17:00（土日祝日、12月29日～1月3日除く）
    - ▽郵 送 〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内  
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係
  - 岐阜市役所 福祉部介護保険課
    - ▽電 話 058-265-4141
    - ▽受付時間 8:45～17:30（土日祝日、12月29日～1月3日除く）
    - ▽郵 送 〒500-8701

岐阜市今沢町18番地  
岐阜市役所 福祉部介護保険課
  - 各務原市役所 健康福祉部介護保険課
    - ▽電 話 058-383-1111
    - ▽受付時間 9:00～17:00（土日祝日、12月29日～1月3日除く）
    - ▽郵 送 〒504-8555

各務原市那加桜町1丁目69番地  
各務原市役所 健康福祉部介護保険課

## 第9条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者に対する就業規則の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人謙清会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成13年12月 1日から施行します。

この規程は、平成16年 9月21日から施行します。

この規程は、平成19年12月 1日から施行します。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行します。

この規程は、平成20年11月 1日から施行します。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成23年 6月 1日から施行します。

この規程は、平成23年12月 1日から施行します。

この規程は、平成24年11月 1日から施行します。

この規程は、平成27年 9月 1日から施行します。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行します。

この規程は、令和 2年 3月 1日から施行します。

上記は原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

医療法人 謙清会

理事長 竹田洋祐 ㊞